

目 次

第1章	会計検査院調査官による座談会	1
第2章	工事の過去5年間の指摘事例 (平成29年度～令和3年度)	
1.	指摘事例	40
(1)	指摘事項	40
(2)	一覧表の見方	41
2.	事態別一覧表	41
(1)	設計不適切・設計過大(不当)	41
(2)	設計不適切(処置済)	44
(3)	設計・施工不適切(不当)	44
(4)	設計・施工不適切(処置要求)	45
(5)	施工不適切・施工不良(不当)	45
(6)	交付過大・精算過大・積算過大・契約過大(不当)	46
(7)	積算過大(処置済・処置要求)	46
(8)	その他(不当)	47
(9)	その他(処置済・処置要求・意見表示)	48
3.	工種別一覧表	49
(1)	道 路	49
(2)	河 川	50
(3)	港湾・空港	51
(4)	下 水 道	51
(5)	橋 梁	51
(6)	水路・カルバート	52
(7)	法 面	52
(8)	基 礎	52
(9)	ダム・ため池	53
(10)	トンネル	53

(11) 擁壁	53
(12) 建築	54
(13) 電気・通信	54
(14) 設備	55
(15) 鉄道	56
(16) 維持・補修	56
(17) その他	57

第3章 工事の事態別指摘事例

1. 設計

(1) 設計不適切・設計過大(不当)	
① 耐力壁を不適切な筋交いで構成	60
② ため池の堤体の堤頂余裕高が不足	63
③ 受働土圧を抵抗力と考慮して擁壁が不安定	65
④ 法面保護工の選定が現場の土質に適合せず	67
⑤ 土質の変化で設計変更せず根入れ不足	69
⑥ 支承の固定と可動を誤認	72
⑦ 騒音原因究明不十分により工事の目的不達成	74
⑧ 落橋防止構造の設置を省略	76
⑨ 植栽工の設計変更で目的不達成	78
⑩ 変位制限構造の設置は不要と判断	80
⑪ 護岸と根固工の間隙に間詰工を施工せず	82
⑫ 相当スラブ厚を誤認して遮音性能確保できず	84
⑬ 横変位拘束構造で鉛直方向耐力の照査せず	86
⑭ 残留水圧、浮力を考慮せず擁壁が不安定	89
⑮ 既設浮標を再利用すれば経済的	91
⑯ 設計変更で根入れ不足	93
⑰ 滑動抵抗力を検討せず設備の基礎が不安定	95
⑱ 土質の改良を行わず埋戻し土に使用	97
⑲ 基礎杭が分担する重量は均等ではない	99
⑳ 洪水吐を設けず堤体が損壊するおそれ	102
㉑ カルバートの頂版には土被りが無い	104

②②	近接地域の施工実績を考慮せずに設計	107
②③	水際なのに残留水圧、浮力を考慮せず	110
②④	アンカーボルトの耐震設計計算を行わず	113
②⑤	街路灯の設計速度圧や設計図面の記載も誤る	116
②⑥	風の遮へい効果が期待できない	118
②⑦	地盤調査を実施せずにカルバートを設置	120
②⑧	落石の跳躍高さは斜面から直角に測った高さ	122
②⑨	根継工との間隙に間詰工がない	125
③⑩	平均干潮面以上は被覆防食工法によるべき	128
③⑪	基礎工の天端を既設護岸の勾配に合わせた	130
③⑫	残留水圧及び浮力を考慮せず鉄筋量も不足	133
③⑬	桁かかり長の確保を省略	136
③⑭	太陽光発電設備で必要電力量が確保されず	139
③⑮	風荷重等による転倒に対する安定計算せず	141
③⑯	接合方法が適切でない柱で構成された壁	143
③⑰	流水を遮断できずに締固め	146
③⑱	吸出し防止策がなく洗掘発生	150
③⑲	耐震設計計算も取り付けもせず	153
④⑩	適正な水平力で耐力等の照査せず	156
④⑪	設計変更で鉄筋径を細くした	159
④⑫	アンカー耐力、設置数の組合せが問題	162
④⑬	前提とした平場がなく柵高が不足	165
④⑭	システムを独立させると必要電力量を確保できず	168
④⑮	吸出し防止策を講ぜず護床ブロック沈下	171
④⑯	支柱の背面土質量が不足し支持力を得られず	175
④⑰	耐力壁に適切な金物が使用されず	178
④⑱	横走り配管の形鋼振れ止め支持がないなど	181
④⑲	根固ブロックの必要敷設幅が不足	184
⑤⑩	プレキャストL型擁壁を切断して施工	188
⑤⑪	港湾区域でないのに潮位差で残留水圧を計算	192
⑤⑫	平坦な地盤を前提として周柵の安定計算	196
⑤⑬	支柱の支持力を検討せずガードレールを設計	200

⑤4	防災拠点の設計用標準震度は耐震クラスSで	203
⑤5	最低柵高を設定せず既設高さと同じにした	205
⑤6	必要な電力量等や設備基礎の安全性が不足	207
⑤7	回転のずれでジェットファン取り付けできず	210
⑤8	根固工が必要重量や敷設幅を満たしていない	214
⑤9	レベル2地震動時の照査を行っていない	217
⑥0	制御盤の耐震性の確認を行っていない	221
⑥1	防雪柵の基礎の断面図を縦断図と認識	224
⑥2	支柱の支持力不足で擁壁の安全度も不足	227
⑥3	多段ブロック積擁壁構造に小段を確保せず	230
⑥4	設計が適切でなく必要電力量等を確保できず	234
⑥5	アンカーの支持力が不足し鋼製階段が不安定	238
⑥6	設計用標準震度を誤り設備が転倒の恐れ	241
(2) 設計不適切 (処置済)		
⑥7	ハット形鋼矢板で経済設計	243
⑥8	濁水処理工を経済的な設計に改善	247

2. 設計・施工

(1) 設計・施工不適切 (不当)

⑥9	必要電力量が確保されていないなど	253
⑦0	ひび割れ対策がなく養生も行っていない	256
⑦1	耐震設計計算を行わず固定も不十分	258
⑦2	設置されたポールは臨時施設専用のもの	261
⑦3	耐力不足のアンカーボルトで不完全固定	263
⑦4	架台を設けずアンカーボルトも使用せず	266
⑦5	専用架台はなくアンカーボルトで固定せず	269
⑦6	梁型基礎の耐震設計計算をせず施工も不適切	272
⑦7	強度検討や耐震施工が行われていない	275
⑦8	強度検討も固定も行わず	278
⑦9	水路底版コンクリートの鉄筋の定着長が不足	281

(2) 設計・施工不適切 (処置要求)

⑧0	社会福祉施設の非常用設備に耐震性の要求	284
----	---------------------	-----

3. 施 工

(1) 施工不適切・施工不良（不当）

⑧1	重力式ダムの埋戻しが不適切	288
⑧2	胴縁、母屋が設計よりも広い間隔で設置	291
⑧3	割栗石をバックホウでふとんかごに投入	294
⑧4	ガードレールの基礎ブロックが滑動	297
⑧5	おねじ形ボルトではなくめねじ形ボルトを使用	299
⑧6	請負人が設計とは違う金物を使用して施工	301

4. 積 算

(1) 交付過大・精算過大・積算過大・契約過大（不当）

⑧7	塗装不可能面積や仕入税額控除分を計上	304
⑧8	対象土量を誤り工事費過大	306
⑧9	運搬、処分も浚渫に係る設計土量が交付対象	308
⑧9	警備業務に期間外経費が含まれ支払い過大	310
⑧9	制御盤1面分を2面として計算	312
⑧9	電気設備工事での機器費は一般管理費対象外	314
⑧9	往復平均えい航距離なのに片道分を2倍	316
⑧9	取扱要領に基づくことなく対象事業費を算定	318
⑧9	数値の入力を誤り積算過大	320
⑧9	予算要求時の見積書で積算過大	322
⑧9	特別調査単価を誤認して積算過大	323
⑧9	ひさしの防水にパラペットを含めて過大	325
⑧9	残土は再資源化施設でなく近場で有効活用	328
⑧9	表計算ソフトに入力を誤るなどして数量過大	330
⑧9	仕上材等のないフロア等の面積も数量計上	332
⑧9	電気設備工事の機器費は一般管理費等対象外	334
⑧9	製作のみの機器管理費は補正する	336
⑧9	ガイドラインに基づかず契約額が割高	338

(2) 積算過大（処置済・処置要求）

⑧9	見積りでなく特別調査による市場価格を	340
⑧9	分割を一括積算すれば経済的	344
⑧9	床版防水工について安価な単価の選択を	347

⑩⑧	河川管理用 6 機種の機器の積算について改善	351
⑩⑨	高度処理型浄化槽の平均工事費が反映されず	355
⑩⑩	除染用大型土のうの材料費の積算を改善	359
⑩⑪	島しょ部等における工事の共通費を改善	363
⑩⑫	経済的に優位な更生工法によるなどして改善	367
⑩⑬	工事一時中止に伴う増加費用等の積算を改善	371
⑩⑭	建設発生土の処分等について改善	375
⑩⑮	道路清掃員費について改善の処置	379
⑩⑯	一時中止に伴う増加費用の節減について	383

5. その他

(1) その他(不当)

⑩⑰	最低制限価格を誤り契約額が割高	388
⑩⑱	池底の位置を確認せずに排水路の高さを決定	390
⑩⑲	当時の設計要覧で鋼欠板の構造を推定すべき	393
⑩⑳	増額分を分割して監視委逃れの随意契約	396
⑩㉑	公示した割賦手数料の算定とは異なる積算	398
⑩㉒	延命化の負担割合は 3 分の 1	400
⑩㉓	事業の実施箇所は対象河川の流域外	402
⑩㉔	換装計画の検討不十分で目的不達成	405
⑩㉕	設備を設置しなければその場所に保管できた	408
⑩㉖	修理をしないで補助目的不達成	412
⑩㉗	交付目的とは異なる事業の負担割合で算定	414
⑩㉘	床面積の集計ミスで補助対象事業費が過大	416
⑩㉙	交付対象外や現場管理費の過大で交付過大	418

(2) その他(処置済・処置要求・意見表示)

⑩㉚	文化財建造物の耐震対策を効果的に改善	421
⑩㉛	路面下空洞対策に係る費用の負担は応分に	425
⑩㉜	インターチェンジの費用負担を改善	429
⑩㉝	道路構造物の点検が十分でないなどについて	434
⑩㉞	対策工事の判定やソフト対策も行われず	439
⑩㉟	ダム等の重要設備の耐震性能の確保について	444
⑩㊱	耐震性不十分と判定されても耐震改修せず	449

⑬7	電気設備の耐震性の確保について改善	453
⑬8	校舎は取り壊され無線装置は所在不明など	457
⑬9	長寿命化点検を踏まえない個別施設計画など	461
⑬0	製油所の大規模地震等の想定不十分	466
⑬1	災害拠点病院に浸水対策を要求	470
⑬2	建設工事の中断で不要な施設整備	474
⑬3	浸水対策を効率的に実施するよう改善	479
⑬4	機械設備の維持管理について改善の処置	482
⑬5	電柱の維持管理について改善	487
⑬6	繰越承認内容とは異なる事業等に予算を充当	491
⑬7	児童数の減少や水量の未回復で効果発現せず	495
⑬8	手続が適切でなく測量成果の利活用ができず	499
⑬9	機能保全計画の策定状況等について処置要求	504
⑬0	河川管理施設の耐震診断等について改善	508

第4章 用地・補償の過去5年間の指摘事例 (平成29年度～令和3年度)

1.	指摘事例	514
(1)	指摘事項	514
(2)	一覧表の見方	514
2.	事態別一覧表	515
(1)	用地(不当)	515
(2)	用地(処置済・処置要求)	515
(3)	補償(不当)	516
(4)	補償(処置済)	516

第5章 用地・補償の事態別指摘事例

1.	用地	
(1)	不当	
⑬5	国の土地を権原のない者が使用許可	518
⑬2	崖地条件格差率は対象地総面積全体に適用	521
(2)	処置済・処置要求	

⑬③	未利用地の利用又は処分を要求	525
⑬④	高架下等の有効活用の推進を要求	528
⑬⑤	不要な土地の処分及び活用について要求	533
⑬⑥	不要財産は国庫納付の手続を	537

2. 補 償

(1) 不 当

⑬⑦	鉄塔は取替え単位として減耗分を控除	540
⑬⑧	通信線、配水管等の移設補償費が過大	542
⑬⑨	鉄骨の肉厚区分、設計監理費、移転工法を誤る	546
⑬⑩	冷蔵庫等は建物と一体ではない機械設備	548
⑬⑪	減価相当額を減価償却累計額で算定するなど	550
⑬⑫	通信線、ガス管等の移設に係る補償費の算定が不適切	552
⑬⑬	消費税相当額の算定が適切でなかったため、移設等補償費が過大	555
⑬⑭	減価相当額や処分利益等の額を誤っていた	557

(2) 処 置 済

⑬⑮	資産の取用等に係る課税の特例を改善	559
----	-------------------	-----

第6章 会計検査院の概要

1.	会計検査院の歩み	566
(1)	会計検査院の歴史	566
(2)	会計検査の動向と変遷	566
2.	会計検査院の地位	570
3.	会計検査院の組織	572
(1)	検査官会議	572
(2)	事務総局	572
(3)	会計検査院組織表	578
4.	会計検査院の業務	578
(1)	検査の目的	578
(2)	検査の対象	579
(3)	検査の観点	579
(4)	検査の運営	589
5.	検査報告	595

(1) 会計検査院の検査効果	596
(2) 検査報告事項のフォローアップ	598
6. 検査結果の反映	599
(1) 国会への提出、説明	599
(2) 財政当局への説明	600
7. 検査対象機関に対する講習会等	600
(1) 検査報告説明会	601
(2) 検査対象機関の職員への講習会等	601
(3) 内部監査関連業務	601
8. その他の業務	601
(1) 弁償責任の検定	602
(2) 懲戒処分 の 要求	602
(3) 審 査	602
第7章 令和5年次会計検査の基本方針	
1. 会計検査院の使命	604
2. 社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況	604
3. 会計検査の基本方針	606
(1) 重点的な検査	606
(2) 多角的な観点からの検査	606
(3) 内部統制の状況に対応した取組	608
(4) 検査のフォローアップ	608
(5) 国会との連携	608
(6) 検査能力の向上及び検査業務の効率化	608
4. 的確な検査計画の策定	609